

2020.11.30 官民連携データプラットフォーム運営に向けた準備会（第3回）

議事（全文）

1 開会

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「官民連携データプラットフォーム運営に向けた準備会」を開会いたします。

本日の会議資料は、委員の皆様の資料を含めまして、原則事務局が本会議ツール上に投影いたします。また、東京都戦略政策情報推進本部のホームページサイトにも掲載しております。併せて、前回までの資料及び議事録につきましても、同ホームページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。

また、本会議ではチャット機能を使い、随時ご意見等をお寄せいただくことが可能です。チャット機能の操作方法につきましては、事前にお送りしております「Zoom会議中の操作ガイド」をご覧ください。コメントの最後に、ご所属とお名前を記載いただきますようお願いいたします。なお、会議時間の制約上、いただいたご質問、ご意見に会議中にお答えできない場合がございますことを、ご承知おきいただければと思います。

本日の進行でございますが、資料1「官民連携データプラットフォーム運営に向けた準備会次第」を基に進めさせていただきます。

2 副知事挨拶

【事務局】 それでは、まず会議の冒頭に当たりまして、宮坂副知事よりご挨拶を申し上げます。

【宮坂副知事】 皆さん、おはようございます。東京都副知事、宮坂です。

本日は朝早くから関係者の方お集まりいただきましてありがとうございます。会の最後のほうに少し触れさせてもらいますけれども、東京都も知事からオープンデータを積極的に柱として進めていこうということがございましたので、今日のお話も非常にそこに関係してくると思います。ひとつよろしくお願ひします。

3 今後の進め方

4 関連案件進捗

5 議題① 官民連携データプラットフォームの事業内容詳細

6 議題② ポリシーの素案概要、ポリシー策定委員会の論点共有等

【事務局】 それでは、議事次第に従って進めていきたいと思ひます。

まずは、前回いただきましたご意見の振り返りと、関連案件の進捗をご報告いたします。

【事務局】 こちら資料3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず1ページ目をご覧ください。こちらは、第2回準備会でもご提示いたしました、全4回の準備会の

流れになります。本日は、第2回準備会でいただきました事業概要に対する意見を踏まえて、事務局にて検討いたしました事業内容の詳細と、別途ポリシー策定委員会のほうで検討を進めておりますポリシーの素案、ポリシーの検討に際し、準備会での議論が求められる論点についてご議論いただきます。

続いて、2ページをご覧ください。前回いただいた委員の皆様のご意見のうち、1ページで紹介しました本日の議題に関連するものを抜粋しております。前回データ整備事業を行うことや、データの取り扱う範囲を段階的に拡大していくこと、その方向性について同意いただきました。また、関連して、主な今後の議題として、先行的に行う事業分野の詳細を挙げておりますので、本日はそれらについてもご議論いただきます。

続いて、3ページをご覧ください。関連案件の一つである施設系混雑ワーキンググループについて進捗状況をご報告いたします。これまで開催いたしました2回のワーキンググループを踏まえまして、まずはファーストステップとして、こちらの3ページに記載してありますような形で施設系疎密データの流通の取組を実施することとなりました。

続いて、4ページ目をご覧ください。3ページの取組について、ご参加いただける方々を公募させていただきました。その結果、左側に記載の4社にご参加いただくこととなりました。こちらの4社と東京都の連携協定を締結の上、12月中に取組開始を予定しております。この取組の進捗等については、第3回のワーキンググループや次回の準備会でもご報告させていただきます。

続いて、5ページから7ページにかけまして、前回の準備会の資料を基に、簡単に前回の振り返りをさせていただきます。

まず、5ページでは、あり方検討会に掲げました「哲学」に加える形で12項目の取組の指針を挙げさせていただきました。今後も引き続きこの12項目を踏まえまして、各検討・取組を進めてまいります。

続いて、6ページをご覧ください。前回準備会では、DPFは、データ提供者とデータ利用者の中に入り、早期に実施する①のデータ流通推進、続いて比較的早期に実施する②のデータ整備、そしてニーズ等に応じて将来的な実施を検討するデータ分析・コンサルティング等の3つの事業を行う想定であることをご説明いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。データ流通推進につきましては、様々なデータホルダーが持つデータを、データ利用者がAPIを通じまして効率的にアクセスできる環境を提供すること、②のデータ整備については、事業①を促進するため、紙データ等のデジタル化の支援や、データのクレンジング・マスキング等を実施する想定であることをご説明させていただきました。

続いて、8ページからは、前回の準備会の内容を踏まえまして、より具体的な事業内容についてご説明させていただきます。記載のとおり、データ流通推進については、1.データライブラリ、2.データ流通プラットフォーム、3.ネットワークの3つの事業内容に分類いたしました。

1.のデータライブラリでは、官民の各種データを一元的に検索・利用可能な基盤を提供いたしまして、2.のデータ流通推進では、官民の各種データの取引条件を定め、データの仲介機能を提供し、3.のネットワークでは、データの活用事例の共有、提供者の課題提示や利用者の潜在ニーズを収集する勉強会やイベントを開催することを想定しております。それぞれの詳細については以降のページでご説明いたします。

9ページをご覧ください。まず、1.データライブラリにつきましては、データライブラリでは、都、区市町

村、国、公的機関、民間のデータを一括検索してアクセスできる機能を提供します。併せて、データ提供者が提供しているデータについて、検索性・利便性を高めるために、データの再分類やデータ項目の追加などを段階的に実施することを想定しております。また、継続的に提供データの改善ができるよう、データ利用者からのリクエストを受け取る機能や、データごとに機械判読性の度合いを表示するなどの機能を実装することを想定しております。

続いて、10 ページをご覧ください。2.のデータ流通プラットフォームでは、利用条件付のデータなどの流通を促進する基盤を提供いたします。データ提供者向けには、対価や利用用途等の利用条件の設定や提供データの利用状況の確認機能、データ提供のための API などを提供いたします。データ利用者向けには、希望するデータの種類や条件に沿ったデータの検索機能や、データ利用のための API などを提供いたします。事業開始当初など、取引量が少ない場合は、相対取引での対応が可能と想定しておりますが、取引量の増加や条件を定めた取引約が必要になった段階で、図のようなデータプラットフォームとしていくことを想定しています。その際には、データの提供条件のルール化や取引ルールの整備等を行った上で、基盤構築を進めていきたいと考えております。

11 ページをご覧ください。3.のネットワーキングでは、前回準備会で積極的に参加を促す取組が重要とのご意見を踏まえまして、DPF の活用事例の創出・周知や、利用者のニーズ把握等を目的とした各種イベントを開催いたします。

スライド上段の個別のマッチング・事例紹介イベントでは、DPF の活用事例の紹介や、データ提供者と利用者の、売りたいデータ、欲しいデータについての相互発表などを行う想定です。スライド下段の大規模セミナーのアイデアソンにつきましては、行政課題等をテーマに関連データを用いたアイデアソンや、DPF の認知度向上を目指した大規模セミナー等の実施を予定しております。

続いて、12 ページをご覧ください。11 ページまででご説明しました各事業について、扱うデータ等をより具体化していく上で、具体的なユースケースの考え方についてお示しさせていただいております。

大きく3つに分類しまして、まず1つ目は、データ利活用実証などの先行実証事業から、DPF で扱うことが望ましいと想定されるユースケースとして、例えば施設系混雑などが想定されます。2つ目は、庁内データを活用したユースケースということで、例えば東京都のオープンデータ等を活用したバリアフリー情報や、都バスの運行情報などが考えられます。3つ目の分類としましては、会員企業や区市町村、都民からのリクエストを受け行うものでございまして、こちらについては今後、データライブラリのリクエスト機能やネットワーキングなどを生かしまして、DPF 参加者から広くニーズを募っていく想定をしております。

続いて、13 ページをご覧ください。先ほど紹介しました3分類のうち、1つ目の先行実証事業から適当とされたユースケースの具体例としまして、施設系混雑について、データ流通プラットフォーム事業で例示させていただきます。

前回の準備会でも、社会的意義がある分野に取り組むべきとのご意見をいただきましたので、取り組む意義からご説明いたしますが、施設系の疎密データは、コロナ禍において都民等が関心を持つ基本的な情報であると同時に、with コロナ時代の経済活動における基礎的なデータであると想定しております。しかし、現在は各データ提供者がそれぞれ独自の方法で個別にデータを提供しているため、疎密データの流通を促すために、適切な条件設定や、それを行う場が必要と想定しております。そこで、中立的な立場の DPF が

その役割を担いまして、疎密データ流通の促進を図ることを想定しております。

こちらのイメージ図にございますとおり、疎密データを保有する企業と施設管理者等データ提供者から、DPF を介しまして、マップサービス事業者やポータルサイト運営事業者、新規サービス開発を行う事業者等のデータ利用者にデータ流通をすることを想定しております。

続いて、14 ページをご覧ください。ここまでご説明した各事業に関して、想定される収支項目を整理しております。持続可能な運営に必要な最低限の収益を確保していくために、データ利用料等の個別のサービスの利用料や共通的な会費を収入項目としまして、各事業で個別に生じる支出や、組織を運営する上で生じる支出とバランスを取っていくことを想定しております。

続いて、15 ページから 17 ページでございます。参考としまして、東京都のオープンデータカタログサイトと DPF の違いについてご説明いたします。

まず 15 ページにありますとおり、東京都ではオープンデータの取組をこれまでも進めてきております。庁内オープンデータ化の推進につきましては、オープンデータカタログサイトを開設し、令和2年度までに既存データのうち 13 重点分野、4 万件をオープンデータ化することを目標に掲げてデータを公開しております。

続いて、16 ページをご覧ください。15 ページでご説明いたしましたオープンデータカタログサイトと DPF についての役割の違いを整理しております。まず「運営主体」につきまして、都のオープンデータカタログサイトは東京都が運営主体でございますが、DPF は、都とは別法人となる DPF 運営組織が運営主体となります。

次に「参加団体」につきましては、都オープンデータカタログサイトは、都庁の各局と、ご賛同いただいている都内の区市町村でございますが、DPF は行政だけではなく多様なプレーヤーについてもご参加いただく予定です。

最後に「検索可能なデータ」につきまして、都のオープンデータカタログサイトでは、都庁各局のオープンデータや参加区市町村のオープンデータになりますが、DPF では民間やその他組織のデータも含め、オープンデータ以外の利用者限定データ、有償データなども想定をしております。

続いて、17 ページをご覧ください。16 ページの整理を一部図に起こしたものになります。DPF は、都・区市町村を中心に、国、他の行政機関、民間データの集約を目指していきます。都のオープンデータカタログサイトは、その連携先の一つとなります。

事業内容の詳細についての説明は以上となります。

続きまして、18 ページから、ポリシー策定委員会で検討されたポリシーの素案や、DPF の準備会で検討が求められている論点について、ご説明させていただきます。

まず 18 ページは、ポリシー策定委員会の概要を記載しております。ポリシー策定委員会では、DPF の運営組織が扱うデータに係る基本的な考え方、ポリシーを検討しておりまして、委員会は日置委員をはじめ、弁護士・学者・産業界・消費者界から計 7 名の委員で構成されています。先日第 2 回の委員会を開催いたしまして、ポリシー素案についてご討議いただきました。そこでいただいたご意見等を踏まえて素案を更新の上、12 月下旬からパブリックコメントの実施を予定しております。

続いて、19 ページをご覧ください。DPF のポリシーは各条項で構成されております。(2) データガバナ

ンスは、DPF 運営組織が適切にデータをマネジメントするための内部ルールや体制を、(3) プライバシーステートメントは、DPF で取り扱うパーソナルデータの範囲やその利用目的等を、(4) コンプライアンス指針では、DPF 運営組織が取り扱うデータ及び事業計画に即したコンプライアンス指針を、(5) 規約では、データ提供者、利用者それぞれと締結する契約事項を、(6) 情報セキュリティポリシーでは、DPF 運営組織が扱う情報に関するセキュリティ関連の遵守すべき事項を、(7) 定款では、DPF 運営組織の事業における組織や運営についての根本的な規程を扱っております。このうち、ポリシー策定委員会では(7) 定款以外について審議の対象としております。

続いて、20 ページをご覧ください。第 2 回ポリシー策定委員会で挙げた主な論点のうち、準備会で議論の対象となる、DPF の事業内容に係る論点について記載いたしました。(1) DPF が果たす機能につきまして、①データ取引に関するマッチングの場を提供するのか、②にある DPF が信頼できる提供者からデータを受け取り、信頼できる利用者に提供するのか、(2) データ提供者と利用者の規律について、データ提供者、利用者に規約を守ることの宣誓を求めるだけではなく、どのようなチェックを行うか、(3) DPF による個人情報、パーソナルデータの取扱い方については、流通の対象となるデータについて、第 2 回準備会では、個人に関わらないデータ、匿名加工情報を含むデータを比較的早期に扱い、個人情報を含むデータは将来的に扱いを検討することとし、当面は提供を行わないこととしておりますが、パーソナルデータの取扱いはどうするのか、といった論点が挙げたところがございます。

続いて、21 ページをご覧ください。ポリシーの議論を行う上で、DPF が保持するデータの種別を例示させていただきます。下部に記載のとおり、データ提供者、利用者のアカウント情報、利用ログ、事業運営者として管理上必要なデータは保持いたします。上のほうにありますとおり、流通させるデータにつきましては、データ提供者がサーバー等を有しない場合、事業の性質上保持する必要がある場合に保持することを想定しております。

続いて 22 ページをご覧ください。個人情報・パーソナルデータの取扱い方について、段階、ステージを分けて記載しております。個人に関わらないデータを流通させるステージ 0、個人情報を含まないパーソナルデータを流通させるステージ 1 につきましては、事業開始当初からの実施範囲と想定しております。ステージ 2 については、図のオレンジ色のデータのアイコンで示しております個人情報を含むパーソナルデータを、DPF で匿名加工した上で、一度提供者に返しまして、当該データを流通させるものと想定しております。ステージ 2 については、DPF のデータ流通・利用促進の狙いに即しまして、どのように、いつから実施するかが論点となります。個人情報を含むパーソナルデータを流通させるステージ 3 につきましては、当面は実施せず、ステージ 2 までを安定的に運用し、ステージ 3 の取扱いの準備が整った段階で開始を検討することを想定しております。

続いて、論点となりますステージ 2 について詳細を説明します。23 ページをご覧ください。

まず図の①のように、データ提供者から委託を受ける形で、DPF で匿名加工等を行うことを想定しております。続いて、②のとおり匿名加工等の加工済みのパーソナルデータを、一度データ提供者に返して、DPF からは当該データを削除いたします。最後に図の③のように、データ利用者から需要があった場合、当該データを流通させます。

①～③の流れを行う際に、データ整備支援とデータライブラリ、データ流通プラットフォームの間に、組

織・システム上のファイアーウォールを設けることを想定しております。これは、匿名加工等の委託を DPF が受ける場合に、委託作業に係るデータが、データ流通側に混入してしまうことなどを防ぐためでございます。

続いて、24 ページをご覧ください。こちらは、参考ですが、22 ページで、当面は実施しない旨をお示ししました、個人情報を含むパーソナルデータを流通させるステージ 3 について、実施に当たっての課題を記載しております。

①に記載のありますとおり、データ提供者を介して得た個人情報は、提供元から転用する利用許諾を得ないことが想定されること、そして②のとおり、データ提供元に対して、DPF からの転用の同意を、データ提供者にて都度再取得してもらうことは現実的には難しいこと、そしてデータ提供元と接点を持たない DPF のほうで、データ提供者に代わりいきなりデータ提供元に連絡することは、かえって提供元に対して不信感を募らせる懸念もあることから、転用の同意取得が困難であることが想定されます。したがって、データ提供者を介して流通させる場合には、匿名加工等をした上で流通させるステージ 2 の運用となり、ステージ 3 の実施に当たっては、下の図にありますとおり DPF が提供元から直にデータを取得する必要があると想定されます。

事務局からの説明は以上でございます。

【事務局】続きまして、ポリシー策定委員会の議論を踏まえた DPF の事業内容の検討に関連いたしまして、ポリシー策定委員会にも委員としてご参加いただいております日置委員よりご発表をお願いいたします。

【日置委員】委員の日置でございます。

まず、これまで事務局におかれましては、DPF の在り方について準備会、ポリシー策定委員会において、なかなか議論が尽きていないというところがございますけれども、契約内容の具体的なドラフトを含めて大きなご苦労があったかと思えます。この場を借りてまずは御礼申し上げます。

私のほうからは、「官民連携データプラットフォームの実現とポリシー策定のための考察」と題しまして、取り扱うデータの内容を含む DPF の在り方を仮定しつつ、1 目、ポリシー、ステートメント、2 目、契約、3 目、プライバシーガバナンスを主眼としてコメントさせていただければと考えております。

1 枚目、お願いいたします。初めに「官民連携データプラットフォームの在り方」です。

2 枚目、お願いいたします。まず官民連携データプラットフォームの在り方として、その活用想定としましては、右側の枠にありますとおり、スマートシティ／スーパーシティのデータ連携基盤、そしてこれらに限定されないデータ流通の場としての機能というものが考えられるかと思えます。これらの特徴として、確定した条件がない、概念として固まっているものではないのではないか。活用の幅も含めて制度設計の自由度というのが高い。それは翻って言うと、ケースを、そして検討事項を複数設定して、その検討の上でその在り方を決定していかなければならないことを意味しているものだと思います。

スライド 3 枚目、お願いいたします。これまでの準備会での委員、オブザーバーの皆様のお話を伺いつつ、基本的には自由な流通の方向が模索されてきたものと理解しております。他方、当職からは信頼、責任といった観点からコメントをさせていただくことが多かったところかと思えます。具体的な機能実装を検

討するためにも必要な検討事項だと考えているところなのですが、持続可能な官民連携データプラットフォームの実現のためのポイントとして、こちらのスライドに書かせていただいた「データへの信頼」、そして「関係主体への信頼」というものが挙げられるのではないのでしょうか。

図の左から、まずデータ発生源である個人、個人を含めた団体、こちらにおいては、プライバシーやノウハウ等のデータ提供主体に取得された情報というのが、外部に出ていくことへの不安や不満を持ち得ます。そして、データ提供者は、自らが投資して収集したデータにフリーライドされる形になることや、データの来歴に自社が入るという場合はその後のデータ流通の過程でインシデントが発生したときの風評被害等も回避したいと考えているところかと思えます。そしてデータ利用者のところでは、利用するデータによって生じるトラブルはないのか。また、急にデータの利用が中断するようでは活用を躊躇するものと思えます。

少し例に沿ってお話しさせたいのですが、下のところに書かせていただいているのですけれども、スマートシティでのデータ利用を想像すると、リアルタイムデータを用いたサービス提供というのも想定されます。このとき、データの提供が、データ提供者またはDPFの方で途切れ途切れになってしまうというのでは、ビジネスで利用しがたいというところが問題として挙げられると思えます。そのためには、SLA (Service Level Agreement) とその内容を保証する、賠償も含めて、というところの対応を検討する必要がありますと考えております。また、データ利用者が機械学習を行うための学習用データにDPF由来のデータを使うということがあると思えます。このとき、データを利用したことで、サービスや商品自体の瑕疵が含まれかねないというリスクはあると思えます。DPFが取り扱うデータの内容、品質を保証する。そのための契約、審査、検査体制、システムや標準化によるサポートも同時に検討して、データの品質を保証する必要がありますのではないかと考えております。

政府のデータ戦略タスクフォースが提示をしたデータ戦略タスクフォース第一次取りまとめ案というのが11月19日に出ておりますけれども、この中でもデータの品質と標準、真正性や信頼、そして組織としてのデータガバナンス、管理体制やデータの真正性や信頼性を高めるためのガバナンスビルディングが未整備で、また、データの品質が低い、標準を参照していないことから、データの利用が困難などと問題点を挙げられて、対応策、検討課題が出されています。

なお、こちらの戦略、データ戦略タスクフォースの取りまとめにあるトラスト等の用語の意味は、私が先ほど申し上げたところよりも限定的で、また組織的問題についてはあまり精査されていないのではないかとと思えますが、いずれにせよ本準備会における検討の方向性としては、齟齬はないかと思えます。

スライド4枚目、お願いいたします。ではDPF参加のインセンティブを確保するためのポイントは何か。当職としてまず挙げられるポイントは3つです。

1つ目、流通の制約のバランスを保つこと。自由なデータ流通を意識し過ぎると参加するメリットがない。トラストがないと参加する必要がない。しかし参入障壁が高いと参加できないということで、先のスライドで挙げた懸念事項、そして信頼醸成がないと、データ流通自体が危ぶまれると考えております。

他方、どの程度参加が見込まれるか未知のところですので、債務負担が大きい、責任が重いととなると、なかなか対応しづらいところですので、DPFによるサポートもセットで検討すべきであると考えております。

これらに尽きるわけではないので例えばなのですけれども、1という枠の中の1ポツ目ですが、初めから

データ提供者に高度な品質保証を要求すると、データ提供が見込めない。このため、DPF がある程度責任を持って対応していくほかないのではないかと。そして、データ利用の制約がない場合、提供を受けたデータが巷に流通することになりかねないわけですが、それではDPF を利用するインセンティブがないわけです。また、データ提供側は、DPF の要求する基準を満たしたデータを提供している、品質保証を行っているにもかかわらずデータが無限定に流通することとなれば、コスト回収が期待できないということになります。こういった観点も含めて、インセンティブを考えるべきではないでしょうか。

2つ目、データのバリエーションです。行政由来のデータが集約されること、そして行政由来のデータと民間由来のデータを掛け合わせることで、さらにスマートシティ、スーパーシティ等で利用するデータが還流すること、データを使った後に分析結果等々が戻ってくることです。それをさらに使う、ここに東京都ならではのデータの集積が図られる基礎があるのではないかと考えております。

3つ目、ステークホルダーのニーズを集約、反映する機能。先ほどの事務局説明にもあったところではあるのですが、確定した条件がない中、試行錯誤して進むこととなりますので、検討については東京都だからこそ、設定可能なチャンネル、アイデアソン等々ですね。そういったものも設定する必要があるのではないかと考えております。

スライド5 ページ目、おめくりください。こちらの分類、トラストアンカーとマッチングポイントというのは、ポリシー策定委員会での宍戸委員長の整理に敬意を表しつつ、私のほうで議論のたたき台があったほうがよいだろうということで作成いたしましたので、非常にシンプルに分類しております。ですので、このグラデーションが実際はあるものというふうにご認識していただければと思います。ちなみに、トラストアンカーという用語は、それはそれで別の意味があったりしますので、先ほど申し上げた政府のデータ戦略の中にもちらっと出てきてはいるのですけれども、イメージとしてご理解ください。

まず、トラストアンカー型の場合は、DPF がデータ提供者とデータ利用者を審査すること、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し保証する形。ですので、基本的にはDPF の責任は重くなりがちで、条件設定／審査も高度なもの、重度なものとなります。その点、そういった重たいところがございますので、DPF の体制整備や人材育成というのが重要になってきます。

マッチングポイント型なのですが、こちらはデータ利用者とデータ提供者をマッチングさせる機能を有する単なる「場」を提供するものです。ですので、DPF の責任は軽くなる傾向にある。条件設定／審査も同程度のもの、そして軽いものになりがちです。

最後にデータ信託型は、個人情報を取り扱うこととなってきたときに考えなければいけないポイントかと思いますが、DPF が直接データ発生源からデータを預かって取り扱う。信託を受けるようなものです。そうすると、責任も条件設定／審査も重いものになっていくでしょう。データ発生源の対応を講ずることを念頭とした体制整備というのを要するだろうと思います。

ちなみに、このマッチング型は、データ提供者と利用者間で直接契約されるような契約内容になっていくと考えています。DPF が当事者として登場するというよりは、データ提供者とデータ利用者の直接契約に向かっていくものだと思います。ただ、そういったものでマッチング型にしたとしても、DPF がそこで使われる契約ひな形といようなものの条件を重たくしていくことが否定されるものではありませんので、委員の皆様のご意見を踏まえて、再議論をしていけばよろしいのかなと考えております。なお、トラストと

いう観点からは、トラストアンカー型で目線合わせをした方がよいのではないかなと、個人的には考えているところです。

スライド 6 ページ目、お願いいたします。想定する検討事項、リスク、データ取扱い範囲をしてということで、先ほどの、事務局から提案された段階的な DPF の運用を踏まえて、それぞれの段階でどのような検討事項、リスクがあるのかをお話しさせていただきます。非常に多くのポイントがあるものの、議論が発散しかねないため、ここでは言い尽くせていないということをご容赦ください。

おめくりください。7 ページ目です。まず行政由来データから考えてみます。こちら、第 1 フェーズとしているところは、ステージ 0、ステージ 1、ステージ 2 のところを対象に考えております。

行政由来データなのですけれども、こちらは民間と同様の契約から発生するデータというものから、強制力を伴うか否かにかかわらず法律に基づき収集されるデータの転用まで幅広く対象になる。そういった来歴の異なるデータが考えられるのですが、後者、法律に基づき収集されるデータの提出については、データ発生源が任意にデータを提供するものではありませんし、任意に提供するものもあるけれども、基本的には行政が、パワーバランスがありますので、データを持っていってしまうということになります。果たして本当に活用しても差し支えないのかということは、議論があるところかと思えます。

また、情報公開やオープンデータの文脈で、守秘義務等々これまで議論してきたもの、それを再精査していただきつつ、併せて DPF により利用可能な状態をつくる必要があるかと思えます。さらに、必ずしも DPF での可用性がある状態でデータが保存されているものでもないという理解しておりますので、区市町村や外郭団体と意識合わせをしていただきつつ、準備していただく必要があると考えております。

スライド 8 ページ目、お願いいたします。次に、こちらは主に民間由来のデータを想定しているものとなります。データ提供者によるデータ発生源は非常に多様です。必ずしも一般化し得ないのですが、よく問題となるところとして、下の枠の方に整理しております。データ提供者側は、個人データの提供があり得るときは、どうやって同意を得るのか、また得たのかというのが問題になります。匿名加工情報、統計情報の提供を受けるのであれば、どのような加工をしたのかということが問題になります。さらに、データ提供者がデータ発生源との関係でデータの一次取得者とはなっていないようなケース、要は間接的に同意を得ているかどうかを確認しながらデータをもらってくるようなときには、規約の審査条件の変更であるとか、審査事項の加重等々も検討しなければ、真に同意を得ているかどうかというのはなかなか確認できないかなと思えますので、少しハードルが高くなるかと思っています。

次が、データ利用者側ですが、この令和 2 年個人情報保護法の改正で、個人関連情報という、個人情報ではないのだけれども、提供した先で個人情報として取得されてしまうようなケースというのも、第三者提供の制限規定が入っています。ですので、個人関連情報の提供として令和 2 年改正の個人情報保護法 26 条の 2 の対応を行うのか、それとも個人情報として取得すること自体を契約上、データ利用者のほうで制限するのか。こういったところの設計も必要になります。

最後に、DPF が法令遵守や、データの内容・品質等について、表明保証（契約）で担保するのか、エビデンスを得て審査、検査するのか。先ほどのトラストアンカー、マッチング型というところで申し上げた条件設定の話が出てくるということになります。

ただ、データの収集について、東京都内、すなわち物理空間で、あとはセンシングデータとカメラ画像、

映像、あるいはWi-Fiなどで取得する情報を対象としようとするときがあると思います。データ提供者がその適正さを担保するためにどのようなことをするのかといった話、これも論点だと思います。トロントのサイドウォークラボでも多くの問題の指摘があったところかと思いますが、このあたり具体的に何のデータを使うのか、その来歴も含めて制度設計のときには慎重に検討していく方がよろしいかなと考えております。

スライド9 ページ目をお願いいたします。こちらはステージ3に関するものですので、直近の課題ではないので簡単に見ていきますが、DPF がデータをプールすることについて、特段制限なくその取扱い権限が帰属するという前提であるとして、どのようにして、個人、団体と接点を有し、運用していくのかという課題はあるかと思っております。

スライド10 ページ目、お願いいたします。こちらについても、前のスライドと課題は共通するかと思っております。DPF のステークホルダーがそれぞれどのような役回りを果たすべきかを含めて、課題設定していく必要があるかと思っております。

おめくりいただきまして、スライド11 ページ目、お願いいたします。次に、データの性質に着目した検討事項とリスクです。必ずしも位置情報、行動履歴は個人情報が含まれないケースもありますので、ステージ1 から問題になり得ると思っております。

今回DPF に集約されるデータは様々な種類があり得るのかと思っております。

まず画像についてですが、たまたま居合わせた方について、同意を取ることというのが難しいわけです。そして、どのようなデータを取得して、どのような利用を行っているかを周知することについても、大きなハードルがあるかと思っております。どこにどういるかが分からない方たちなので、自分がその対象になっているのかを理解する、その端緒というのがなく、情報をなかなか提示しづらいのかなということがあります。また、社会的受容性の観点からも、必ずしも許容されないケースがあるというふうに考えており、場合によっては不法行為になりかねないということも注意が必要です。

位置情報と行動履歴に移らせていただきますが、画像も同じですが、こちら大きくはプライバシーリスクが高いということが挙げられるかと思っております。本人を捕捉し得るID、こういったプライバシーリスクを高める情報の取扱いということになりますので、その是非を検討すべきかと思っております。

あとは、キャリアの保有する情報等というものの提供を受ける場合、通信の秘密から考えると、明示的な同意をどのように取れるかですとか、いろいろハードルは高くあるかと思っております。こういったところへの対応も必要だと思います。

その上で、下の枠ですけれども、画像や位置情報、行動履歴というものは、加工によって対応することが可能なのか。一定程度のデータを加工すれば問題回避できるのか、それとも使用しないことを含めて別の方法を模索する必要があるのかということは、検討が必要かと思っております。

そのほかにも、ヘルスケアデータ等々、それぞれ検討する事項がありますので、データの性質を踏まえた検討も必要であることはご認識いただければと思います。

スライドをおめくりいただいて、12 ページ目をお願いいたします。課題と私見と題して、ここまでの話を整理させていただきます。

おめくりください。13 枚目です。

まずはトラストの醸成。DPF が一定の責任、データクレンジング等のサポートや、体制、データ等の審査、検査を行うことを含んで、こういった責任を負う形でないとなかなか機能しないのではないかとと思われるところがあります。特に黎明期は配慮する必要があるのではないかと考えております。

2つ目。関係主体それぞれのデータガバナンスの確立ということで、例えば、コロナ禍においてはデータ共有がスタックしたということをよく言われます。そのポイントは何なのかというふうに自分なりに分解してみました。

1つ目は、平時に必要なデータ項目を収集し得るような標準化を行っていなかったこと。2つ目は、緊急時にデータを共有するというときの判断をし得るような体制を構築していなかったこと、これが原因になっているのではないかと考えております。先ほど口頭で触れたサイドワークラボの件でも、数々の批判を受けて、データガバナンスに係る取りまとめというのがかなり重点的に行われていますので、こういった観点は必要なのではないかと考えております。

次、都民への利益還元とビジネスの実効性確保の必要性。ステークホルダーのニーズの集約、反映する機能は大変重要です。都民、データ提供者、データ利用者の対話の場を設けることや、ワークショップ、アイデアソンを開催するなど、東京都ならではのチャンネルの確立することが必要ではないかと考えております。

次が人材育成。データクレンジング、アノテーション等を行い得る人材や、実効性のあるデータガバナンスのための人材を確保、育成することが必要ではないかと考えております。

スライド 14 ページ目、お願いいたします。DPF の在り方と継続的検討ということで、まず、ポリシー等のドラフトについては、DPF の全容が確定する段階で再検討を要するのではないかと考えております。また、DPF のバージョンアップに応じた検討と対応を続けることも必要です。自由度を確保するためという観点からは、データの利用範囲等を検討することが一案かなと考えておりますが、それぞれ条項例を少しピックアップしております。

ポリシー策定委員会で提示されているドラフトに現れている事項もあるのですが、時間がなくて項目だけ触れさせていただきますと、例えば DPF がデータ取得・提供（許諾・再許諾）の当事者となること。データについては所有権概念がないというようなこともあり、経産省の AI データ契約ガイドラインでは全て許諾型になっていて、権限が全部移るのかとか、並行するのかとか、権限を制約するのかということはあるのですが、今、申し上げた利用目的の制限であるとか、そういったところをセットで考えていく必要があるかと思えます。また、DPF が全ての権限許諾を受けて再許諾という形になるのかどうか。責任ですね。DPF がどこまで責任を負うのかということとセットで考えていく必要があります。

あとは、保証です。どこまでの内容を保証するのか。この項目は必ず入れて、ここに誤謬が入っていないことを保証するのですとか、様々な保証内容が入ってくると思えます。これまで、表明保証しないということが、データ提供契約においては一般的になされてきたところかと思えますが、先ほどの機械学習のツールですとか、いろいろ問題になることはあり得ますので、保証の程度というものも併せて検討したほうがよいかと思えます。

その他、データ提供者のインセンティブという観点からは、提供データとして取り扱うために何をしなければならぬかということも検討しておいた方がよいかと思えます。そして、派生データの権限、取扱い

であるとか、データの管理態様、競業に係る取扱いであるとか、これらもインセンティブに関係してくるところとして考える必要があるかと思えます。

正直なところ、ポリシー策定委員会ではもっと入り口のところで論点が多く出たので、今申し上げた項目というのは精緻には議論されておりません。データ提供者やデータ利用者、技術者の皆様の意見を踏まえた上で集約していった方がよろしいかなと考えております。

最後に、未来の東京を考える際の DPF の在り方についてなのですが、DPF を通じて流通するデータを活用した結果、活用するデータというのがあると思えます。これを DPF に還流させ、さらに DPF の機能向上やデータの充実を図っていくという必要があるのではないかと考えてまいります。その場合は、検討事項は増加して、契約等がさらに複雑化することもあり得ますので留意すべき事項は多くなってくるのですが、とはいえ、ここまで来て初めてスマート東京として未来の東京が現実のものになるのではないかというふうに考えておりますので、今後も発展的な議論を期待しております。

以上、駆け足となりましたが、当職からのプレゼンは以上となります。ご清聴いただきありがとうございました。

7 議題 ①・②についての討議

【事務局】 それでは、意見交換に移らせていただきます。

意見交換では、大きく2つのテーマ、「事業内容詳細」そして「ポリシーに関連し準備会で議論すべき点」につきまして、事務局案を基に議論をしていただきたいと思います。また、それぞれに参考にすべき事例や連携すべき関係者等がございましたら、併せてご発言いただくと幸いです。

まず1点目、「事業内容詳細」につきまして、本日ご発表いただいていない委員の皆様から、50音順で、越塚委員、柴崎委員、庄司委員、吉村委員、最後にご発表いただきました日置委員の順で、ご意見いただきたく存じます。

それでは、まず越塚委員、よろしく申し上げます。

【越塚委員】 どうも、おはようございます。ご説明いただきありがとうございます。前と比べると大分話が具体的になってきた印象があって、非常にうまく検討が進んできたなというふうに感じております。

今ちょうどこのデータに関しては、先ほど事務局から連携すべきところみたいな話がありましたけれども、デジタル庁のこともあって私も大分参加して、国のほうでも議論が大分進んできています。データ戦略のタスクフォースがもう全部3回やって終わってしまったのですけれども、今取りまとめを最後までとめているようなところでございます。

それと、今日いろいろご説明いただいたことは、基本的には同じ方向というか、きちんと考えていけば共通した内容になるのかなと思ってまして、大分方向性は同じなのではないかなと思うので、そういったことでデジタル庁とかその辺の動向も踏まえて、国とも連携しながら、都も先日発表したデジタル局を創設ということもあるみたいですので、ぜひ連携していただけるといいかと思えます。

あと、少し各論で言うと、データライブラリとかデータ流通プラットフォームとか、ネットワーキングとか、そういったあたり、ちょうどそれなんかは私自身大分関与してやって、dataex.jp というデータ連携基

盤を、国だけというわけでもなくて、分野を超えたものでやっていこうという取組の中で言っていることとも、これはかなり共通というか、大分似ている内容なので、こういったところとも重複すべきところもあるかもしれませんが、重複するところは重複してもいいですし、重複する必要がないところは共通化するなり、少しそういったところのほかの活動も今盛んにたくさん上がってきていますので、そういった国のベースで動いているところとも連携していただけるといいかなと思います。

あと一個、これは難しいなと思ったのは、収支のところ、データ流通というのは基本的には競争領域ではなくて協調領域なので、将来的には儲かるかもしれないですけども、現状すぐにこれから立ち上げようというときに、協調領域を立ち上げるときにまず儲かるわけがないと思いますし、なので会費でやっていくのもいいと思いますし事業収入もあると思いますけれども、多分立ち上げのときはそれほど規模が大きくなるようには想定ができないので、そこをあまりきちきちやると、多分規模がかなりシャビーになってきて、世界的な流れに追従するスピード感がなかなか出ないかなと思います。なので、私の個人的な意見としては、最初の頃はある程度公的な資金というか、都の資金も投入しながら運営しないとスピード感が出ないのかなという気がします、ただ、そういったことも永遠ではなくて、ある程度年限をつけてビジネス的にはローンチしていくということを目指しながらやっていく。

これあまりにも収支を急ぐとよくないのが、ビジネスロジックが入り込んでしまって協調領域が本当はニュートラルであるべきなのが、ニュートラルでなくなってきてしまうということは、やはりデータ駆動型社会と言ったときのデータ基盤としては、そこは健全な流通を阻害するところはあると思うので、その辺、収支の考え方に関しては少し柔軟に考えていただけるといいかなと思いました。

以上になります。ありがとうございます。

【事務局】越塚委員、ありがとうございました。

では続いて、柴崎委員よろしく願いいたします。

【柴崎委員】おはようございます。今日拝見させていただいて、具体的に検討が進んでいて、素晴らしいなと思いました。

幾つかもう少し検討をお願いしたいことがありまして、まず一つは、さっき越塚先生も言われていましたが、データプラットフォーム、ただ流通を右から左にするというので、すぐにうまく事業的な意味で立ち上がるかという、なかなか厳しいのだと思います。

ただ、実際には、出だしプラットフォームは頑張る必要があるわけですが、いろいろな民間データがあると、例えば今回の混雑 WG でもそうだと思うのですけれども、東京都のいろんな行政とか都民のためのいろんな活動をするために、こういうデータが集まってくると非常に役に立つ。

もう一つ言えば、東京都がいろいろなことをするのに、例えば混雑で言えば、東京都が自ら調査して都民にいろんな情報を提供するというのを考えると、コスト的には非常に高くなるわけです。それがこういう民間の協力を、データプラットフォームを通じて得られたということで、非常にある意味効率的に行えるわけで、その意味で東京都がぜひこのデータプラットフォームの大きなユーザーの一つになっていたいて、その過程で東京都がデータを効率的に収集しうまく使い、その分当然コストが浮く部分もあるのだと思うので、データプラットフォームのある意味、一つのアンカーテナンシーとしてやっていただくこと

が出だしは必要だし、むしろそういうことに役に立つデータプラットフォームでまずないと、ただただいろんなデータが並んでいて何となくマッチングがされていますというのでは、ちょっと厳しいのかな。なので、そこら辺のところの一つ、ぜひご検討いただきたい。あるいは、DPF 側で頑張っって、こういうデータを集めて、こういうふうにな民のために使おうという提案をこれから検討する必要があるかなと思います。

もう一点は、まずは立ち上がったからのことではあるのですが、東京というのは東京都という行政区域だけではなくて、東京都市圏全体として一体となって機能しているわけで、この DPF の取組がぜひいわゆる狭い意味の東京都だけではなくて、ほかの自治体、あるいはほかの地域、東京都市圏内という意味ですけども、そこに広がっていくような仕掛けをできるだけ早いうちからちゃんと埋め込んでおいていただけるといいのかなと思います。それは、効果を大きくするとか、事業としてうまく回せるようにするとか、そういったことを考えても恐らく必須の条件かなと思いますので、こういったこともぜひ今後ご検討いただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

【事務局】ありがとうございました。

続いて庄司委員、よろしくお願いいたします。

【庄司委員】今、越塚先生、柴崎先生がおっしゃられたところ、そのとおりだと思います。

まず、データプラットフォームは様々なところと連携、協力をしていく必要があると思います。特に立ち上げの時期については、小さく始めようと言いがちなのですけれども、小さく始めることによって本来しっかりと長期的に築いていかなければいけないトラストを崩してしまうようなことがあってはいけませんし、そこに行けば何かあるという期待感も背負ってほしいと思います。ですので、都あるいは都の関連組織とか、あるいは都内の企業や国のプロジェクトなどと連携をしていくということは、考えたほうがいいのかと思います。

また先ほど柴崎先生がおっしゃっていたように、都内の自治体や近隣の自治体、例えば災害対応、防災関係のデータとか考えると、九都県市という枠組みがありますので、そういう自治体と連携していくということもいいと思います。

それから、越塚先生が関わっている公共交通の関係ですとか、柴崎先生が関係している G 空間とかインフラ関係とか、都市のデータとか、そういったいろんな既存の集まり、グループとの連携ということも考えていったほうがいいのかと思います。

それから、資料で言うと 14 ページ辺りですけれども、収支については、コロナの状況で恐らく、事務局さんはあまりおっしゃいませんけれども、思っていたよりは企業との関係づくりは、私は難しいのではないかと思います。なので、ここは今加速がついている都がかなり深く関わって、呼び水をつくっていくことが必要だと思います。

データ利用料、イベント参加料、データ整備委託料というだけではなく、都もいろいろな部署あるいは都内の都の関連団体、あるいは都立の大学、高校とか、そういうところのデータの活用の基盤を提供していたり、データ整備を手伝ったりとか、そういうことで本来今そういった組織が行っているデータ関連の事

業の基盤を提供することで、事業の柱にしていくようなこともあっていいのではないかと思います。

あと、データプラットフォームの最初の立ち上げ期であっても求めたいのは、データの網羅性とか頻度とか、そういう質に関わる部分だと思います。オープンデータ的な観点で言えば、今自治体がばらばらに行っているものが、例えばこのプラットフォームに行けば、きちんとデータがそろって、全自治体分があるというだけでも結構な価値だと思います。網羅性とか頻度、そういったところを注意していくと魅力的なものになるのではないかと思います。

以上です。

【事務局】ありがとうございました。

続いて吉村委員、よろしくお願いいたします。

【吉村委員】皆さんおっしゃられるとおり、すごく進んでいて、まとまっているなど僕も思いまして、ありがとうございます。

僕は現場でデータを分析したり論文書いたりしているという意味で、多分このプラットフォームに関しては、例えば将来的には利用者でもあり、多分データの提供者にもなり得ると、そういうふうな観点から少し今日の資料を拝見させていただいて思うところをお話しさせていただきたいと思うのですが、ここの資料にもありますし、前回までの議論にもあったように、データを提供するとき例えばある程度のフォーマットがあると思うのですが、それが煩雑になり過ぎると提供するモチベーションというのが低くなってしまおうと思うのです。なので、その辺をどうするかという、その辺のトレードオフですか、今日日置委員のほうからご発言があったように、データを提供したときの責任というものが重くなってしまおうと、それもモチベーションに関わってくると思いますので、その辺をしっかりとやっていくということが検討されるといいのではないかと思います。また前回の議論でクレンジングの話が出たと思います。データサイエンティストとして、クレンジングというのがすごく重いというか、手がかかるところですので、その辺をどうしていくかという整理ももう少し検討されるといいのかなと思いました。

また、今日の資料でネットワーキングのところ、ユースケースの策定のところなのですが、僕ここはすごく重要だと個人的に思っております。実際にオープンデータがどう使われて、どのように何をしたのかということがすごくよく見えると、それを見た人たちが、私のところでもこんなことができるのだ、僕のところでもこんなことができるのだというふうに気づく方がすごく多いと思います。

実際これは、僕が過去に体験したところの、いわゆる欧州委員会がすごくこの辺は力を入れてやっているところだと僕は認識しております。僕の分野は、建築家で都市計画をやっているのですが、都市計画でヨーロッパのどの都市がどんな取組をしたのかというのをきちんとまとめて、それを今日ちょっと出なかったのですが、よいデザインとしてこの Web で発信していく。このデザイン、見せ方の問題だと思うのですが、そういうところをまたきちんとやって検討していただくと、このネットワーキングの効果というもの、ユースケースの策定の効果というものが非常に皆さんに伝播していくのではないかと僕は思いました。

あと、柴崎先生がおっしゃられていたそのほかの自治体との連携ということも非常に重要だと僕は思

っておりまして、例えば渋谷区なんかも同じような取組をやられていますので、その辺の連携をどうしていくかというのも、非常に重要ななと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【事務局】ありがとうございました。

続いて日置委員、よろしくお願いいたします。

【日置委員】他の委員の先生方からもお話のあったところではございますが、DPF を機能させるためというところで、協調領域、こちらが何なのかということで、企業側から見ると、企業、団体あるいは研究者の側から見ると、効率化という側面は一つプラスの要素として働くのではないかと。協調領域があって、そこが収斂されていくことによって、自分たちにとっても効率的な側面が出てきます。具体的に事業推進として一からそれぞれのことを挙げていただいているのですが、こちらを詰めていく際に、どこならば協調領域として取れるのか、特に検討していくことがよいのではないのでしょうか。DPF をつくる際に併せて検討していただくと、企業側としてもスムーズにこちらに参加できるのではないかと考えております。

また、そちらの協調領域を考える際には、政府、先ほど越塚先生のお話にあった dataex.jp のようなものもありますが、こちらはかなり多くの業界団体さんたちが参加されていくのではないかと聞き及んでおりますので、そういったところの知見もいかがはいつつ検討を進めていくということも一つ必要ではないかと考えております。

以上でございます。

【事務局】ありがとうございました。

では言い残された内容とか、またほかの委員のご意見を踏まえまして、ご発言いただきたいと思えます。

越塚委員、よろしくお願いいたします。

【越塚委員】ありがとうございます、2 周目ですね。

先ほど申し上げなかったところで、ポリシーのところがありますけれども、日置先生のほうから本当に詳細にご説明いただいて、かなり具体的に詳細にご検討いただいているなどお伺いさせていただきました。

このポリシーをつくる時に一番重要な目標というのは、これは東京都でやっているの、扱うデータは先ほど柴崎先生がおっしゃったように東京都に限定することはないと思えますけれども、ただ、このプラットフォームないしは東京にデータが集まってくるようなことになるように、ポリシーを考えていく。そういうような目標が大事な。人、物、金を集めるだけではなくて、それにさらに加えてデータも集まってくるのが目標としては重要なのかなと思えます。

そうすると、多分データを提供する側からすると、このプラットフォームにデータを預けると安心だ、安心して預けられるということが重要ななと思えますし、ただ、使う側からすると、データというのはたくさんあるので、ここでワンストップで取れるというのが売りと言うのかなという気はします。

私もその公共交通のところのオープンデータということでやって、各企業さんから集めて出すというの

をやって、これのプラットフォームの交通版みたいなのを少しやっているのですけれども、ポリシーはやはり結構難しく、データを提供する側の要望とデータを使う側の要望というのは一致するところもあれば一致しないところもあって、特にデータを出す側は1社1社全部要望が実は違ってというところが結構大変で、でもそんなに要望が出てくるから、提供する側の要望するルールとプラットフォーム共通のルールとをどう整合させるかとか、あまりそれが違ってしまうと、今度使うほうはあまりワンストップのメリットがないみたいなところがあって、そのあたりで出す側と使う側の要望といったようなこととか、あと個々のデータごとの多様性をどう許していくかとか、難しいことが少しあるかと思えますけれども、ぜひその辺をうまくバランス感覚でやっていただけるといいかなと思いました。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。続いて柴崎委員、お願いいたします。

【柴崎委員】ありがとうございます。ではセカンドラウンドということで、委員の柴崎です。

私、2つありまして、1つ目が収支の関係で、事業としてどういうふうにやっていくかというので、これに直接は当てはまりませんが、ある意味似た事例をご紹介します。それは東京都の事例です。

私、地下埋設物の管理をいろいろなライフライン事業者の皆さんと東京都、あるいは23区が連携してデータを、ある意味プラットフォーム化している事例をお手伝いしています。そこはもう20年以上、参加者の皆さんのサービス使用料でずっとデータの更新も含めてちゃんと経済的に回っていますが、なぜそれが回るかといいますと、ご存じのように道路の地下というのはいろんなものが埋まっています。あるものを修繕するのに、ほかのものを横にのけながら穴を掘って修繕するわけで、よくいろいろな事故とかが起こりやすくなるわけです。

そうすると、道路管理者、まさに区であり都であるわけですが、そういったところは一体どこに何があって、今度どんな工事の申請が来て、それは本当に大丈夫なのか。穴を掘ると、また道路の舗装が皆さんご存知のようにぼこぼこになってしまうわけです。なので、新しく造ったばかりのところをそういうことをされては困るわけで、全体をちゃんと把握してきちんと管理する必要があります。個別に施設を持っている皆さんも、自分のところの工事をするときに、ほかのところの何に影響があるか、ここに穴を掘っていいのかどうかというのがよく分からないわけで、そういう意味では比較的狭いコミュニティではありませんけれども、データを共有しておくとお互い良いわけです。

ですから、今回の件に当てはめて言うと、東京都ないし23区がより高いレベルの道路行政、道路管理業サービスをするに当たり、データがあると非常に助かって、それは民間がデータをいわばその目的のためだけに提供し、それを東京都が効率的、効果的に使うことで、全体に対して裨益される。参加者もそれぞれお互いに何が埋まっているか見えますし、道路管理者とのいろんな調整も非常に簡単になるので、参加するメリットがあるというので参加料も払う、都も参加料を払うというようなので、回っている例があります。やや狭い領域ですが、そういう事例がございます。

そうやって考えていくと、DPFの話は、吉村先生もおっしゃったように、ユースケースをどういうふう

うと、民間データをたくさん、例えばここに入れていただいて、それを東京都がこれからの東京都民あるいは広域のためにうまく使える領域、これまでそれができなかった領域というのを考えると、例えば典型的には、もう交通とか MaaS とかという分野があります。ご存じのように、人の流動は今や民間企業のほうが、断片的ではありますが非常にリッチな情報をお持ちなので、それをどう統合して公益のために使うか。直近のものとしては、混雑とかそういったものがあると思いますけれども、長期的にも人の流動が物すごく今変わりました。公共交通、随分コロナでは安全だと言われながらも、例えば鉄道利用者というのは戻りがまだまだ遅い状態で、どうも下手をすればこのまま定着しかねない状況です。

そういう意味で、いろいろな交通網の連携する MaaS みたいなものが今後どういうふうな形のサービスになっていくかというのは、まさに公共データと民間データがうまく組み合わせるところですし、その実は裏側に、オフィスに人が来なくなるということは、オフィス空間あるいはこれまで営々と作ってきたビルの資産、あるいは住宅の資産をどんなふうにもう今後皆さんの行動が変わった中でうまく使っていか。例えばフロアをこんなに週 5 日間持つておく必要はないかもしれない。それをただ返すということになると、空き床ができて、不動産的には非常に大変になるわけですが、各社がもし週 2 日、例えばこの面積しか使わないということであれば、ある意味広い意味の空間シェアみたいなのが起こり得るわけで、そういうのは全く新しい不動産のマーケットかもしれません。

それは、先ほどの交通の流動、人の流動データと非常に密接に関わっておりますし、不動産のデータというのは基本的には民間が非常にリッチに持っております。ただし、そこをどういうふうに使って、東京都を活性化していくかということを考えていくと、公的にも非常に重要な意味関心を持たざるを得ない領域で、例えばそういったところからユースケースをデザインしていくのも一つの考え方かなと思います。

以上です。

【事務局】柴崎委員、具体的な事例のご紹介ありがとうございます。続いて、庄司委員、よろしくお願いたします。

【庄司委員】収支の考え方についての延長で、人はにぎわっているところに集まってくると思うのです。さあ、皆さんデータを出してください、使ってくださいというふうに集まっていたら、お見合いを始めても、なかなかそこが温まるには時間がかかると思います。そういう意味で、先ほどから申し上げていることの繰り返しなのですが、都のいろいろな分野で行われているデータの活用事業で、どんどんここを使っていただくということが一番の鍵になるのではないかと思います。

私に関連している分野ですと、私は都の福祉のまちづくり推進協議会という福祉保健局の会議に参加しています。いろんな分野の障害などをお持ちの方々の当事者の方々がたくさん参加されている会議ですけれども、そこで結構 MaaS への期待が高いのです。その人に合った移動をきめ細かく提案していけるためです。福祉の分野として様々なバリアフリーに関するデータを出したり、さまざまな情報の出し方をバリアフリーにしたりということをしているわけですが、そういう分野の議論とまだデータプラットフォーム

オームの議論が本格的に合流はしてないなと思うわけです。このように、今ある動きをここにどんどん取り込んでいくことで、新しいマッチングでにぎわいをつくって、さらなる新しいプロジェクトを呼び込んでいくというふうに進めていってはどうかと思いました。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。続いて吉村委員、よろしくお願いいたします。

【吉村委員】僕のほうからは1点だけ、アップデートさせていただきたいのですが、あまり多分今までなかなか出なかった話題かと思うのですが、DPF というものをどういうふうに世界的に発信していくかというところが結構重要なこととおもっています。そうすると、先ほど庄司先生も言われたように、このプロジェクトをどう活性化していくか、事例を出していくか、もしくはデータを集めることができるかという、そういうことにも関連するのかなと思うのです。いわゆる対外的に、日本だけではなくてそれを世界もしくはアジアの中心の中で、東京都さんは非常にいい取組、すばらしい取組をされていると思いますので、この官民連携プラットフォームもその中でどう位置づけて、世界的な潮流の中でどう位置づけて、どう権威づけをしていくかという、その辺もぜひ検討していただけると、この取組がより一層魅力的になって、皆さんが参加するモチベーションになっていただけるのではないかと思いますので、その辺を検討いただくとよろしいかなと思いました。

僕からは以上です。

【事務局】ありがとうございます。続いて日置委員、よろしくお願いいたします。

【日置委員】先ほどの柴崎先生のユースケースの設計のお話を伺っていて、少しコメントをさせていただければと考えております。

DPF 自身がオープンデータに、DPF に入ってきたデータをまとめて開示していくことで、例えば混雑の話ですとか不動産の話ですとか、ある程度オープンにできるのがあるのではないかと思います。そういった積極的な活動をしていくことによって、さらに呼び水になって、皆さんここにこういうデータがあるからこういうビジネスできそうだな、ここに入っていけばいいのだなというふうに考えていただけるのではないかと思います。ですので、DPF 自身がプラットフォームとしてだけでなく、データをオープンにしていくということを併せて積極的にデザインをしていかなければならないのではないかと述べさせていただきます。

以上でございます。

【事務局】ありがとうございます。

ここまでの各委員のご発言を受けまして、宮坂副知事からご意見等ございますでしょうか。

【宮坂副知事】活発なインプットありがとうございました。

皆さんからの意見をメモを取りながら聞いていたのですけれども、かなり集約されてきた部分もあると思いました。感想になりますけれども、シェアしたいと思います。

まずは最初から収益、収益と言い出すとうまく立ち上がらないかもしれないよということで、まずしっかりデータ流通させることを目的にしたほうがいいのではないかというのは非常に印象的でした。

それから、東京都で始めるわけですけれども、データ自体はほかの自治体とか国とか、そういうところとちゃんと連動、整合性を取らないといけなかなと。今回のコロナ禍でも、結構それは浮彫りになったのですけれども。ほかの自治体、国とのデータの連携をしっかりと意識しながらやっていくことが重要ということでした。

3つ目は、収益の裏返しになるわけですけれども、逆にこのデータを流通することによって社会コストの削減といいますか、社会的なコストの最適化。柴崎先生のほうから、道路の非常にいい事例の話をお話いただきましたけれども、多分そういうことではないかとヒントとしてはいただきました。

最後に、まず都が最大の利用者になるべきではないか。急にそんな最初からいろんなデータが、プラットフォームをつくったからといってたくさん乗るとはとても思えませんので、都が今オープンデータを推進しているわけですけれども、どんどんどんどんオープンデータで出して行って、プラットフォームに都のデータも乗るし、ほかの自治体のももワンクリックでいろいろなものが落とせるような、そういう世界観をつくりに行くのだろうかというのが、イメージとしては湧いてまいりました。

というのが私からの感想になります。ありがとうございました。

【事務局】 それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。

これまでもご説明がありましたが、②ポリシーに関連し準備会で議論すべき点について、先ほどと同じ順番で進めさせていただきます。お一人当たり2〜3分でご意見いただけると幸いです。

それでは、越塚委員からよろしくお願いいたします。

【越塚委員】 もう既に申し上げてしまいましたけれども、そういう意味でデータ、先ほど申し上げたように出す側と使う側とポリシーに関してはいろいろ異なる要求もあるので、そのマッチングが重要なと思うことが1つと、あともう一つ、ポリシーを考えると、データを流通させるといったときに、その流通のネットワークというのは結構そんなに単純ではなくて、データを出す人とデータを使う人というので、そこでやりとりされるというだけではないと思うのです。データを出して取りまとめて再販売したり再配布したりとか、そういう意味ではもうちょっとデータ出す人と使う人と、途中で加工する人と取りまとめる人というのが、いろいろネットワーク状になるような形だと思いますので。流通させることが目的で、柔軟な流通ということと言うと、最初からいろいろ欲張るとポリシーが発散して、より複雑化してしまうような気がしますけれども、ただ、いろいろな流通形態があるので、それが柔軟にできることということが、逆に先ほどの使う側と出す側の要望をうまく解決することだったり、先ほどの収益ということを改善するための一つのポイントにもなるかなと思います。

だから、公共交通で私がやったODPTのほうでも、鉄道事業者とかバス事業者が100社とかあって、そうするとそこを取りまとめてもらう事業体みたいなのがいるといいんだよねみたいなのがあって、それが

できるようなルールにしておかないといけないなということがありましたので、その辺、複雑化との兼ね合いがありますけれども、出して受けるということだけではない、もう少しリッチなことを少し念頭にネットに入れるといいかなと思ってお伺いしておりました。

以上です。

【事務局】ありがとうございました。続いて柴崎委員、よろしくお願いいたします。

【柴崎委員】ポリシーに関しては1点ございまして、これまでのポリシーだけに限らずいろんな議論というのは、データを持っている人がいる、データを使う人がいるという、その2つしかプレーヤーがない。真ん中にももちろんDPFがいるわけですが、そういう感じで話が何となく進んでいるように思いますけれども、もう一つ重要なプレーヤーがいて、それはデータを組み合わせで解析して、あるいは分析して、あるいは統合して新しいプロダクトを作る人みたいなのがあると思います。データを置いておいて、さあこれをどうぞお使いくださいと言うと、ちゃんとレシピが頭にしっかり入っている方は非常に正しく材料を買っていただいてそれを料理に仕上げるのですけれども、多くの場合みんなそれほどのレシピのメニューを持ってないし、新しい素材が出たときにはなかなかそういうのって思いつかないのですよね。なので、そこにシェフがいて、よく海鮮関係のところ、シーフード関係で、例えばカニとか何とかをいろいろ選んでいくと、それを料理してくれるというレストランなんかがあったりしますけれども、それに近いシェフになる人たち、解析屋さんたち、分析屋さんたちがDPFにたくさん参入して、いろいろな要望に応じていろいろデータを見繕って処理してプロダクトをカスタマイズしたものを出していくというような、そういう人たちもまさにこのコミュニティづくりの中でぜひ組織的に取り込んでいただけたらいいかなと思います。

そうすると、DPF そのものがいろいろな処理とか解析とか、場合によってはクレンジングとか、そういうことを全部やらないとなかなか使ってもらえないという、そこら辺の重たい責任をかなりその人たちに肩代わりしていただけると同時に、重要なことは、データを持っている人というのはこれまでのいろんな蓄積があるので、一朝一夕に例えば大学出のぽっと出スタートアップがいきなり全国のデータ持っているとかはないのです。ただ、大学出のぽっと出スタートアップは、ひょっとすると非常に知恵はあって、新しい手法を適用して、AIでもいいのですけれども、いろんなことができる可能性があるのです。そういう人たちがデータにアクセスできないがゆえに、いまいちだよなということがずっと続いてしまうと非常に残念なので、そういうスタートアップに対しても活躍の場を与えるという意味で、今のような第三のプレーヤーは重要かと思います。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。続いて庄司委員、よろしくお願いいたします。

【庄司委員】ポリシーですけれども、日置委員のお話、本当にうなずいて聞いていました。データプラットフォームには信頼性とか透明性といったものが求められると思います。ただ、あまりにも固くて遅くて物事が決まらないみたいなことだと、多分それは便利な場所ではなくなってしまふ。信頼性・透明性と柔軟

さ・速さなどは両立していかなければいけないと思います。

しっかりポリシーを持ってデータの信頼性や質、あるいは個人情報の保護といったことを実現しながら、かつスピード感を持って柔軟にデータの十分な提供をやっていくということをするとしたら、その組織というのはどういう形を取るべきか。よくありがちな、いろんな企業や組織の人たちが月 1 回とか何か月に 1 回集まって話し合うようなコンソーシアムみたいなのだと、なかなか動かないのではないかと思ったりもします。これは設計の問題かと思います。

それからトラストアンカー型、マッチングポイント型、データ信託型と整理していただいたところがあったと思うのですが、あのお話も大変分かりやすかったと思います。恐らくトラストアンカー型、データ信託型という責任が重く、条件整備や審査が重いものと、マッチングポイント型と言っている比較的軽めにはできるというものと 2 つがあって、欲張りかもしれませんが、軽いと重い両方の二階建てでやっていくことになるのだらうと思うのです。どっちかというよりは、多分両にらみでやっていったほうがいいのではないかと思います。

それから先ほどの柴崎先生のお話にも関わりますが、オープンデータ 500 という、ニューヨーク大学で行われた、オープンデータに関してどういう企業が使っているかという研究が、結構古めですがあります。その結果、アプリとかいわゆる IT サービスをつくらしている会社ももちろん上位にはいるのですが、いわゆる情報サービスをやっている会社というのが一つカテゴリーとして結構大きかったというのが、私とその研究を見て分かったことでした。

つまり、私たちはどうしてもスマホで何かできるサービスとか、わかりやすいものを考えがちなのですが、データをいろいろ分析して、保険商品など目に見えにくいサービスをつくる人たちというのも実はデータ利用者として重要な存在かもしれないということを頭に入れたほうがいいと思います。

ですので、もしかすると中間加工業者とか、ここのデータを使って、さらに何か価値ある情報を生み出す人とか、そういう利用者を頭を柔らかくして幅広に想定して、その人たちはどういうポリシーを求めらるだろうかということも考えていったらどうかと思いました。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。続いて吉村委員、よろしくお願いいたします。

【吉村委員】先ほどの柴崎先生のお話、すごく共感するところです。僕も常々思っていたのですが、データを出せば使ってくれると思いがちなのですが、そのように使える人というのはなかなか多分世の中にはいなくて、そのような、このデータだったらこういうレシピでこういうふうにしたほうがいいですよというアドバイスをする人であったりとか、そういう人が中間にいと、すごくこういうものは利用が促進させるのではないかと僕も思っていました。

この話に多分関連するのですが、日置委員のほうからの発表の中で、データの提供の中断が起きた場合はどうするのだというお話があったと思うのですが、これも共感できることで、例えばこれ時系列データなんかがそうだと思うのです。つまりは、今年までは MaaS の分析で交通のデータが提供されていたのに、来年はいきなりぶつと切れてしまったとか、そうなる分析しているほうとしては、いわ

ゆる利用者としてはすごく困るというか、困難が生じてきますので、その辺のポリシーをつくる上でどうするかというのは非常に大きな問題だと思っております。

この辺は、先ほど前半のほうで申し上げた、いわゆるデータの提供者の責任をどこまで置くかという話と関連して来たり、もしくは日置委員のほうからのお話であった、機械学習のときの学習データに利用する場合どうするかという話にも多分関わってくると思いますので、この辺はぜひ慎重にご検討されたいのではないかと思います。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。続いて日置委員、よろしくお願いいたします。

【日置委員】委員の皆様方におかれましては、様々な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

本当はかなり悩ましいことが多くて、DPF がデータ利用者にもなるという話になると、当事者としての立ち位置が大きくなってきて、どこまでDPF に許諾が提供者からあって、そこから先はどのような設計がある。いろいろな設計案が出てくるわけですが、そのパラメータが変わっていくことによって、対応というのも変わってくる。

柴崎先生と吉村先生のおっしゃっていること、データというのはそこにあれば活用できるものではなくて、アノテーションの話だったりとかクレンジングの話だったりとか、さらに技術的な活用できる素地があるかとか、そういったところに関わってくるかと思えます。そこを重要視していくと、今度は個別契約という形でいろんなバリエーションが出てくる。先ほどのDPFが当事者としてどこまでコミットするかという話にも関わるのですが、契約内容が、バリエーションが広がってしまうところがあると思えます。もちろんそこをうまく落とし込んでいきたいという気持ちはあるものの、他方でDPF、最初の段階で契約アドミン、こういったところをうまく運用できるのかと言われると、いささか疑問があるというのが率直なところでして、シンプルな利用規約にできないのかという方向で事務局からご提案をいただいているところではあるのですが、ここは要検討事項かと思えます。具体的な取扱い態様をにらみつつ、こういった形で皆様のニーズを、魅力あるプラットフォームをつくっていくのかというところで、再度整理した方がよろしいかと考えております。

以上でございます。

【事務局】ありがとうございます。

ポリシーにつきまして、またはそれ以外につきましても、ご発言いただければと思います。

【越塚委員】先ほどから柴崎先生からもお話があったみたいで、データがあればそのまま使うわけではなくてというので、もう少し再加工したりというお話がありましたけれども、本当にそのとおりで、僕が最初に申し上げていたのも、取りまとめとかセット販売とか結局そういうお話なのですが、これは実はソフトウェアのオープンソースの世界がかつての歴史を見るとそうで、あれもソフトウェアがそのまま無料でネ

ットに置かれていれば誰でも使うかという、そうはいかなくて、そこでディストリビューターというビジネスが出てきて、レッドハットみたいな大きな会社になりましたけれども、レッドハットみたいなところが出てきてちゃんとそれをソースコードと組み合わせて使えるような形で出していくという、それ自体が商売になっていって、非常にオープンソースが産業分野でも使われることで大きく発展したというのあって、だからデータも結構、ソースコードと違うところもあるかもしれませんが、そういうような役割というのがビジネスとして開いていくということは1個重要なのではないかと思います。

実際に僕もいろいろ見ていると、例えばいろんな事例があると思いますけれども、オープンデータを取りまとめて販売しているような会社もあって、GIS屋さんというのは結構そうで、GISの上にオープンデータをいろいろ使えるような形でやって、結構売っていたりもするので、まさにこういうようなことだと思うのですが、そういうのが出てくるということを前提に、そういうのを考えて少しポリシーもやるというのかなと思いました。

あと、若干話が出ていた、これは東京都自身もユーザーになるべきという話で、それは全くそのとおりなのですが、ただ、そのときにプラットフォームとしての東京都ないしはこのDPFを支える東京都と使う東京都というのは別に考えて、プラットフォームはプラットフォームでニュートラルであるべきで、あとそれを大ユーザーとしての東京都がいらっしゃるといふうに、そこは線を引いたほうがいいかなとは思いました。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。庄司先生、よろしくお願いします。

【庄司委員】チャット欄で宮坂副知事からいただいた件で、ひとつ、自分が書いたものですがご紹介しました。そこにも少し書かれていますように、オープンデータ活用事業には、テクノロジー企業だけではなくて、金融とかガバナンスというカテゴリーの企業が実は結構います。そういうお話をご紹介させていただきました。

※以下、庄司委員よりチャット投稿の参考URL

https://www.glocom.ac.jp/wp-content/uploads/2020/10/004-015_shoji.pdf

【事務局】庄司委員、ありがとうございました。

ほか、ご意見ある方いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

【宮坂副知事】いろいろな委員の方から、ただ漫然とデータを置いてもそれで急に動くほど甘くはないよと、それは本当におっしゃるとおりだなと改めて思いました。

やはりニーズのあるものからやりたいというのがあるのです。私の前職なのですが、インターネット広告をずっとやっていたわけですが、今大体世界で60兆円ぐらいのマーケットになっていると思います。これはほぼ100%データビジネスで立ち上がってしまった市場なのです。ニーズがものすごく明快で、クライアントもメディアも、データ屋さんとかいっぱいいたわけですが、とにかくクリックレ

ート上げたいみたいな割とシンプルな目標の下でみんなが一つと取り組んでいって、ちょっと行き過ぎなぐらいまでデータ利用が進んでしまった面もあるとは思いますが、こういったニーズのあるものを、ぜひ都としても最初に、都が出せるものではなくて、開発者の皆さんとか都民のニーズのあるものからぜひやりたいと思いますけれども、一番難しいニーズの探り方というのですか、どういう考え方でニーズを探っていけばいいのだろうかという点で、もしアドバイスがあればいただいて、ヒントにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】ありがとうございます。

【庄司委員】オープンデータについて、いつも言っていることの繰り返しになってしまうのですが、まずいろんな人と話をすることだと思います。データを持っている人にどれを出せますかと聞いてしまうと、出しやすいもの、あまり面倒くさくないものから挙がってきてしまうという傾向があるので、いろいろな外部の方と話しながらニーズを探っていくというのが一つ。それからご提案をいただく場をつくっていくというのが一つだと思います。

それから、オープンデータ関係でよく言うのは、情報公開請求でどういうものが必要とされているかです。企業の方が自分の事業に関係する情報を結構取りに行くということが実態としてあるので、そういうところからニーズを探っていくというのも一つです。

それからもっと言うと、データドリブンという意味では、Webサイトのアクセスログ、そのサイトでどういうものが探されているのかということもヒントになると思います。

あと、世の中一般のニーズとしては、時事性のあるものというものです。今であればもちろんコロナ関連だと思いますけれども、時事性のあるものをいかに捉えてデータを用意して出していくかということも、一つヒントかなと思います。

以上です。

※以下、庄司委員よりチャット投稿の参考 URL

<https://v-resas.go.jp/>

【事務局】ありがとうございます。柴崎委員、よろしくをお願いします。

【柴崎委員】今時事とおっしゃられました。今、コロナで本当に世の中が変わっていて、どうもすぐに終わらないし、どうもこのままかなりいろいろな変化が定着するので、まさにデータを使っていろいろ将来を見通さないと課題解決に向けてどういう手を打っていったらいいかよく分からないという状態なので、今データを使ってもらう立場からすると社会に貢献する絶好の機会が来ていると言っているのではないかと思います。

なので、もちろん結論からすると庄司先生が言われたように、特に今回東京都主導のプロジェクトですので、民間だけで連携すれば大丈夫というものよりは、公共的視点、価値観と、東京都のいわばリーダーシップの下に民間が結集すると、初めてこんなことができるというようなものを探す必要があるでしょう。

もちろん混雑の話は、その一つだと思いますけれども、今、第3波がもう加速しつつある中で、今年の年末年始に向けてどうするか。とはいえ、もう長い間随分例えば飲食の方にしろ、そういう小さな企業でサービス業的なところというのは、もう資金の蓄えも尽き、非常に大変な状態。こんなに長く続くと思ってなかった部分もある状態ですね。そういうバランスをどう取るか。でも個別の事業者がこんなに困っていますというのは、まさに人の入り方を見ていけば、これはGPSから見えますけれども、どのくらい大変か分かるし、どんな空間にどれくらい人がたまっているかとかというのを見ていけば、感染リスクもそれなりに分かるわけですし、あと例えばツイッターだとか投稿を見ていけば、どういうふうに統計からは見えない個別の営みが広がっているかというのも分かりますし、長期的に見ると来年から再来年にかけて不動産の契約更改があると、恐らくいろんな会社がフロアをどんどん解約し始めると思うのです。そうなると、これまでいろいろやってきた町並みを支えてきた建物というか、オフィスとか、そういったものが、利用がうんと変わってきて、交通はもうその先駆的な状態で、あまり人数は戻ってきていませんし。

なので、私が比較的、ある意味土地勘のある世界だけでも、これだけチャレンジがあり、民間だけではできないし、東京都だけでもやれることは今やもう限定的であると考えたら、そういう課題の拾い出しとかこれはこういうデータやったら本当は何とかなるのにと、そういうアイデアをいろいろなところから募ってディスカッションしてみると、ユースケースとしては非常によいものが幾つも出てくるのではないかと思います。

以上です。

【事務局】柴崎委員、ありがとうございました。ほかに、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

【越塚委員】さっき庄司先生が最後にぼろっとおっしゃった旬なデータというか、あと柴崎先生もおっしゃったコロナのデータというのは、どちらも共通しているものとして、データというのは水物だという話があって、データというのは時間がたって腐ってしまったら駄目なので、旬でないといったときに、多分民間事業だったらそういう旬なデータを扱って当たり前なのだと思うのですが、どうしても公が絡むものだと、今必要なのではなくて今あるデータを出そうとするということになってしまって、だから旬なデータというところというのは一つのポイントかなと思いました。

例えば以前、国が消費税をアップしたときに、消費税をアップするといろいろなところで値段の改定が一気に起こって、それでいろいろなシステムに値段の改定データを入力することを、みんな手でやっていました。これが、データで流れていたらよかったのに、と当時も思うわけですが、それも実はオープンデータが立ち上がった後だったのです。消費税のアップのときに、データ流通に全く対応してなくて、入力が入手になっていたということも考えると、旬で今必要、というところに着目すると、少しいいデータ流通ができるような気がします。

以上です。

【事務局】皆様様々のご意見ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、これにて意見交換を終了させていただきます。いただいたご意見を踏まえまして、ポリシー策

定委員会とも相談の上、ポリシーのパブリックコメントを実施させていただきます。また、引き続き第4回準備会に向けまして検討も進めてまいります。

8 その他

【事務局】続きまして、事務局から現在の東京都の取組をご紹介します。参考資料に基づきまして、宮坂副知事よりご説明させていただきます。

【宮坂副知事】それでは、先週金曜日に知事から発表になった「都政の構造改革レポート ver.0」というものについて、私から3分ほど簡単に説明したいと思います。

ポイントとしては、QOSというのが今都庁の中ではキーワードになってきています。これは知事のほうが今こだわりのある言葉でして、デジタル化をやりたいわけではない。デジタル化によってクオリティ・オブ・サービス、行政のサービスだったり、情報システム部門だったら職員がお客様になりますので、とにかく使う人がサービスの品質がいいよね、最近は変わったよねというQOSにこだわろうというのがキーワードでして、単なるデジタル化ではないQOSをやっていこうということを考えております。

今7つほどコアプロジェクトを選定していて、どんどん推進しているところであります。今日のデータの議論でもありましたけれども、国や区市町村とも連携、協力しながらやらないと、市民と都民と国民は同じ人ですから、QOSが上がりませんので、QOSという1点に絞ってあらゆる改革をやっていきたいということで今推進しております。

今ver.0でして、9月に7つのプロジェクトが発表になりまして、それを3か月ほどでまず一旦中間取りまとめをやって、今の中間状況で、年度末にもう一回アップデートして、来年度以降の長期計画なんかにも盛り込んでいく。そういうロードマップで考えております。

これが7つのプロジェクトです。

特にデータ関係に関わるものが幾つかありますので、それを皆さんにご紹介して、今日の議論を聞きながら思ったのが、官民データで今議論していただいている話と、今から話す話はかなり密接にリンクしてくるなと改めて思いましたので、この接合は今後とも考えていきたいと思えます。

まずプロジェクトの4番目に、オープンデータの徹底活用プロジェクトというものがあります。これは東京都が持っているデータをもっともっと出していこう。その出し方も、今正直データカタログサイトに出してはいるのですが、アクセス数がやや低調になっているとか、使っている人に聞いてみると使い勝手が悪いよという意見もちらほらいただきますので、QOSの上がる出し方をやっていこうということで、ここも、ただやるだけではなくて、QOSの上がるものに変えていきながらやりたいと、改めて思っています。

今こういうことをやっています、民間企業の方10社ぐらいに、まずニーズの高そうな企業さんから聞いてみて、このデータが欲しいとかいうのを今いただきながら、オープンデータ化を進めているところです。なかなか壁になる部分があるが、我々の意識改革のところにもあるのですけれども、データを出したいのだけれども行政側としては何か出したくないなとか、出すのが大変みたいな話があって、あくまでも税金でつくっているシステムとかインフラから生まれたデータは基本公開だよというポリシーを改めて、今回の

資料でも哲学のところに書いてありますけれども、その哲学を改めて都庁の中にしっかり浸透させていこうというのは、今日の議論を聞きながら思いました。

5つ目が、そのつくって公開したデータをシビックテックの方とかスタートアップの方にもっと使っていただきたいと思っております。これについても、今からもうちょっと進めていきます。

具体的には、幾つか東京都でもピッチイベントのようなことをやって、スタートアップとかシビックテックの方との交流をもうちょっと深めていこうと今始めているのですけれども、今のところは行政課題を幾つかお出しして、それに対するスタートアップの方に来ていただいて、課題とマッチングしてうまくいったものを採用するというをやろうと思っています。

直近だと、感染症に強いサービスとかハードウェアの募集というのをやりまして、今度は都庁の24階を未来型のオフィスに変えていこうという取組をやるのですけれども、水道管がなくてもいつでもどこでも手が洗えるという非常にユニークなスタートアップがございまして、そういったものを入れる予定になっております。これで私、着々と行政で発注していこうということで、今取り組んでいます。

7つ目がデジタル局（仮称）をつくるという話がありましたけれども、都庁としてもほかの諸都市と比べてみたのですが、職員に占めるICT人材率がかなり少ないのです。低いので、デジタルを推進するに当たって、データとかデジタル、デザインの分かる人材をふやそうということで、あえて局にしていこうと。一番よくないのは、単に名前が変わっただけでやっていることは変わらないといったようなことです。名前を変える必要すらありませんので、今から4月1日の立ち上げに向けて4か月ほどまだありますので、この中身をどう変えていくのかということで、今から急速に皆さんの意見も聞きながらやっていきたいと思っています。

これはイメージです。やるべきことは、今、戦略政策情報推進本部というところがやっているのですけれども、単に名前を変えるだけではないよ。各局とか区市町村のデジタルトランスフォーメーションは強力にサポートしますし、デジタルに関する全庁の統括をやる。それからICT人材を1か所に集めていったりとか、あらゆるレイヤーの人にデジタルとかデータに関する教育をやらないといけないと思いますので、こういったこともぜひ取り組みたいと思っています。

今言った論点のまとめです。一つも一個ポイントになっているのは、QOSを上げるためには迅速に改善をするいわゆるアジャイル的な手法を取り入れないといけないのですけれども、これは今行政の契約制度と非常に相性が悪いので、この辺を見直していこうというような、かなり突っ込んだところまでやっていきたいと思っています。

最後に、国との連携、提案なんかもどんどんやろうとしております。ちょうど今日行くところなのですが、皆さんも国と関わる方が多いと思うので、参考までに申し上げておきますと、1つ目が、今、我々職員の働くICT環境が非常に正直よくないというのがあります。デジタルトランスフォーメーションをやるには、働く職員が闘える武器というか、少なくともモダンな環境、民間の人と自由にやり取りできる環境を持ってないと厳しいかなと思いますので、自治体の職員も使えるようにしてほしいとか、例えば請求書のちょっとしたやり取りとかで、クラウド型の電子証明使わせてほしいとか、こういったものを今どんどん要望で上げています。

2つ目は、人材の確保のところでした、職員として採用ももちろんなのですが、国には官民人事交

流法がありますが、これは地方団体に適用されていませんので、ぜひ解禁してほしい。それによって我々自治体の職員も民間企業に3年出向に行き修行してくるとか、逆に民間企業の方からも管理職とかにどんどん参加いただいて、一緒に行政のデジタル化を共にやろう。こういった交流をぜひできるようにしたいと思っております。

それから、今日まさに議論のあったオープンデータ・オープンソースの推進ということをやろうと思っております。データ周りでは、東京都に関する事業者の支援、法人の支援が非常に多いのです。住民というよりもです。この法人・事業所とかのIDが今まだ定まってないところがありますので、ここをぜひ国と一緒に進んでいきたいなと思っております。

それからインターネット環境のさらなる充実です。これも一緒にやりましょうとか、最後7番目のところが、国がつくるシステム、我々のつくるシステム、区市町村のつくるシステム。やはりユーザーあつてのシステムだと思っておりますので、もっと情報交換をしながら一緒にやってみようという提案と一緒にやりながら、国、区市町村と一緒に日本全体のデジタル化に貢献していく局になっていこうと、今思っております。

以上、簡単にご報告をさせていただきました。今後ともぜひよろしく申し上げます。

【事務局】 以上のような東京都の動きがございます。よろしければ国の動向にも精通している先生方からも、ご意見をいただければと思います。まず庄司委員、いかがでしょうか。

【庄司委員】 国のほうの議論は12月、年内に今後の大きな方針や工程表を取りまとめるということをやっていますので、まずはそこをよく注視するということが大事だと思います。そして、それによって恐らく、思っていたよりも改革が速く進みそうだとか、もっとスケールの大きな構想になりそうだとか、そういうのも出てくると思いますので、国のほうにも言っているのですけれども、周りを見ながら、一旦定めたものもアジャイル、見直しをして、どんどんどんどん、よりよく実行できるようにしていくという観点が必要かとは思っています。

また、これだけ関心が高まっているので、成果を実感できることというのもぜひつくっていききたい。実感できると、また民間のほうでも活用していこうという気運が高まりますので、そこを大事にしたいというのもあります。ただ一方で、そういう目先のことだけではなく、骨太な仕事のやり方を変えるとか、そういうことも同時に進めていければと思っています。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

我々のDPFの運営も含めまして、ご意見いただけたら幸いです。越塚先生、いかがでしょうか。

【越塚委員】 国と確かに連携していただくということは重要だとは思っています。ただ、国は国で、ある意味、細かい議論はなかなかできないし、実際具体的に政策的に落とし込んで、本当に国民の方に届く形にするのは地方自治体なのだと思いますので、そういう意味で、シナジーある形で東京都さんに先陣を切ってい

ただければなと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

【事務局】柴崎委員、よろしくお願いたします。

【柴崎委員】どう強調していくかというのとちょっと真逆なのかもしれませんが、国ができることというのは非常に限界があつて、あともう一つ、コロナ関係で言えば、特に目に見える形で物すごい大きな構造変化が起きつつあるのは大都市圏なのだと思うのです。なので、ぜひ東京都が周りの自治体も巻き込みつつ、ぜひぜひ独自色で行っていただけると、国がそれに後をついてきてというふうなことになるのが本来の姿かと思います。国は全国見ないといけないので、観光客しかリスクがあまりないとかいうところに、いろんな意味の自粛というタイプのことというのはできないです。なので、ぜひ宮坂副知事のリーダーシップでよろしくお願したいと思います。

以上です。

【事務局】ありがとうございます。

時間も限られておりますが、ご発言のある方いらっしゃいませんか。日置委員、よろしくお願いたします。

【日置委員】柴崎先生のお話にもあつたとおり、実業に近いところの皆様の意見をある程度明記するということが重要なのだと思います。ですので、宮坂副知事には、国に対していろいろ打ち込みをしていただけたらと思います。特にベースレジストリの話とかは、国と地方と民間のデマケみたいなのがあまり明確じゃないかなと、データ戦略の取りまとめ案を見ても思うところがあります。そういったところですか、あるいはDPFの議論を踏まえて、データ標準化やルールメイクの話、データガバナンスの話がデータ戦略の中にはあまり入っていないかなと思います。組織的な話ですとかを含めていろいろ打ち込みをしていただければと思います。

以上でございます。

【事務局】ありがとうございます。

ほかに、ご発言のある方いらっしゃいませんか。よろしいですか。

このような都政の構造改革の動きも含めまして、適宜この準備会でもご報告させていただきます。

9 閉会

【事務局】続きまして、閉会に当たりまして、戦略政策情報推進本部、寺崎本部長よりご挨拶申し上げます。

【寺崎本部長】東京都の寺崎でございます。

委員の先生方には、本日は朝早くから準備会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

この間3回にわたりまして、非常に幅広い視点から先生方に変貴重なご意見を頂戴いたしまして、い

よいよ年明けには第4回ということで、これまでの頂戴したご意見をしっかりまとめてまいりたいと考えております。

この官民連携データプラットフォーム事業、今年度からいよいよ本格的に動き出したわけですが、委員の先生方からいろいろお話がありましたけれども、まさにコロナ禍ということで、社会経済環境が大きく変化をする中で、一方で、国ではデジタル庁の動き、あるいは東京都も、今宮坂副知事からお話がありました構造改革ということで、随分いろいろな環境が変化しているなと思っております。

その意味では、これからももちろんしっかりスピード感を持って準備を進めていくということがあるので、先ほど庄司先生からも成果と実感というお話もございましたけれども、しっかり社会のニーズを捉えながら、まさに東京都ならではの、東京都らしい官民連携のデータプラットフォームをしっかりとつくっていきたいと思っておりますので、ぜひ引き続き先生方にはいろいろな場面でご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【事務局】ただいまをもちまして官民連携データプラットフォーム運営に向けた準備会を閉会いたします。ご参加どうもありがとうございました。